

平成25年6月13日

滝川市議会議長 水 口 典 一 様

滝川市長 前 田 康 吉

厚生常任委員会への説明員の出席について

平成25年6月12日付け滝議第52号で通知のありました厚生常任委員会への説明員の出席要求について、次の者を説明員として出席させますのでよろしくお願いします。

なお、公務等の都合により出席を予定している説明員が欠席する場合がありますので申し添えます。この場合、必要があるときは、所管の担当者を出席させますのでよろしくお願いします。

記

滝川市長の委任を受けた者

副市長	吉 井 裕 視
市民生活部長	樋 郡 真 澄
市民生活部参事	石 川 雅 敏
市民生活部くらし支援課長	配 野 英 夫
市民生活部くらし支援課副主幹	原 田 暢 裕
市民生活部くらし支援課主査	運 上 琢 諭
保健福祉部長	佐々木 哲
保健福祉部次長	中 川 啓 一
保健福祉部健康づくり課長	長 瀬 文 敬
保健福祉部健康づくり課主幹	織 田 恵 子
保健福祉部健康づくり課副主幹	小野寺 英 子
保健福祉部健康づくり課主査	岩 佐 亨
保健福祉部健康づくり課主査	澤 田 美 江

(総務部総務課総務グループ)

第21回 厚生常任委員会

H25. 6. 21 (金) 本会議終了後
第一委員会室

○ 開 会

○ 委員長挨拶 (委員動静)

1. 所管からの報告事項について

《保健福祉部》

(1) 子宮頸がん予防ワクチン接種の奨励中止に伴う対応について (資料) 健康づくり課

《市民生活部》

(2) ごみ処理手数料の改定について (資料) くらし支援課

2. その他について

3. 次回委員会の日程について

○ 閉 会

第21回 厚生常任委員会

H25.6.21 (金)本会議終了後

第一委員会室

開 会 15:49

委員長 第21回厚生常任委員会を開催いたします。

委員動静報告

委員長 委員動静につきましては、委員は全員出席で、委員外議員として小野議員、井上議員の出席を許可しております。

1. 所管からの報告事項について

それでは、1、所管からの報告事項に入らせていただきます。

(1)、子宮頸がん予防ワクチン接種の奨励中止に伴う対応についての説明を求めます。

(1) 子宮頸がん予防ワクチン接種の奨励中止に伴う対応について

織田主幹 (別紙資料に基づき説明する。)

長瀬課長 (別紙資料に基づき説明する。)

委員長 説明が終わりました。

質疑ございますでしょうか。

木 下 このことにつきまして大分反応がありますか、今現在は。

織田主幹 今週から相談窓口ということで設置しておりますが、相談件数としては今のところ2件です。1件に関しては、この周知を見た上で実施したいということで、直接医療機関で受けていただいているケースが1件で、もう一件に関しては、既に昨年実施しているのですが、6カ月を過ぎてから頭痛を訴えたということで、それと関係があるだろうかという相談の電話が1件で計2件です。もっと多くの相談が入るかと思ったのですが、現状のところは2件にとどまっております。

以上です。

委員長 ほかに質疑ございますでしょうか。

窪之内 資料1を見ますと、合同会議においてワクチンとの因果関係を否定できない持続的な疼痛がヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン接種後に特異的に見られたことから、同副反応の発生頻度等がより明らかになり、国民に適切な情報提供ができるまでの間、定期接種を積極的に勧奨すべきではないと判断されたと書いてあるのですけれども、それであれば判明するまでの間、一旦接種をやめるという選択肢もあると思うのです。そこら辺の判断が何によって分かれるのかなと。先ほども話していたのですが、資料2で積極的にはお勧めしていませんなんてチラシが出ることで自体がやっぱり異例だと思うのです。ぜひやってくださいというチラシが出るのだったらわかるのだけれども、厚労省はここまでしても、なおかつ中止をしないというのは、そこら辺の判断をどういうふうに出すのかとめればいいのかというのがよくわからないので、お伺いしたいと思います。

織田主幹 私のほうも専門家ではなくて、国のほうの判断を待つということで、その状況に本市も委ねるしかないのですが、現実的には予防接種に関してはかなり副反応というのが伴うと。確かにこの副反応の発生率としては少し多いかもしれないというところがあるのです。それはいろんな問題がありまして、失神等に関

しては、受ける方が思春期の多感な方が多いということもありまして、注射との因果関係が認められるかどうかという問題のところだったり、あとは注射部位の痛みというのも、ほかのワクチンは皮下注射なのですが、今回これは筋肉注射ということで、筋肉注射は通常の筋肉注射であっても痛みを伴うということもあって、最近、筋肉注射というのは少なくなってきましたので、そういう経験もかなり少なくなっているためと思います。私たちもはっきりしたことは言えないのですが、子宮頸がんワクチンに伴う因果関係が今中止しなければならないというところではないという判断と押し通せないという判断があり、私どもも非常に難しい進め方にはなると思います。はっきりとお答えできなくて申しわけありませんが、以上です。

委員長

今ご答弁いただきましたが、厚生労働省の判断ということですので、リスクよりも有効性のほうが大きいということだと思うのですけれども、再度質疑ございますか。

窪之内

有効性のほうがリスクよりも大きいという判断で厚労省は最初こういったことはしないという判断をしていたのだから、それから変わったのです。厚労省が変わってこういうふうに出したということは、それなりの変化があったのだと思うのですが、そこら辺まではわからないということだったらいいいです。よく相談した上でということになっているのだけれども、滝川市の健康づくり課、対応する保健師の立場としてはしてほしいという立場をとるのか、そうではない、事実をただ訴えて判断を相手に任すという立場でいるのか、その辺は微妙なところだと思うのですが、リスクはあるけれども、こういう有効性があるということを強調するということであれば、説明を受けたほうはやっぱりしたほうがいいのかと思うので、その辺の立場はどのような立場をとられるのかというのが1点。

副作用が起きた場合に今は因果関係とか、明らかにされていないということがあるのかもしれないですが、そういう副作用が起きた場合に何らかの医療費助成策みたいなものは予防接種法の中にあるのか、以上、2点お伺いします。

織田主幹

今委員さんのおっしゃるように、保健師としての立場はかなり難しい状況にあります。この資料も手渡していますから、確かに有効性はあるのですが、リスクのこともしっかり周知した上で受けてくださいということを伝えて、保護者の方には理解していただき、リスクはあるけれども、有効性を選んで実施しますという方にはそのままお勧めしているところです。ただ、悩んでいる方に関しては、積極的な勧奨ではないということで、中1から高1まで受けられる期間はありますので、少し今後の様子を見ながら受けることもいいのではないのでしょうかというような相談対応をさせていただいているところです。今後、例えば今高1の方がこれによっておくれて受けられなかったということであれば、それなりの経過措置も考えられているようですので、それに伴ってということでご説明し対応させていただいております。

2つ目の副作用に対しての対策に関しては、今定期接種になっていますので、国による予防接種の被害対策に救済制度があります。ただそれにはいろいろな調査がありますから、即刻ということではないのですが、一応国のほうの保障にはなっておりますので、その対応をさせていただきたいと思っております。以上です。

委員長

ほかに質疑ございますでしょうか。

清 水 これは、資料2の2ページ目ですけれども、リスクということで幾つか挙げられているのですが、例えば1から10パーセント未満で両方とも発熱とか目まい、あるいは出血とか、これって子宮頸がんワクチン接種に特有なのですか。10種類あるということですから、そのうちの何種類かはこういう傾向とかということなのか伺います。

織田主幹 今のご質疑で10種類ということですが、今ワクチンは2種類になっております。ワクチンに関しては2種類を。
(「定期接種」と言う声あり)

織田主幹 定期接種に関して特有なものかということであれば、発熱に関しては比較的多いものです。打ってから大体12時間、24時間、48時間以内に発熱する頻度も物によっては、例えば三種混合とかはかなり、頻度は高く出る場合もあります。あと発赤なんかでも、注射部位の痛みと発赤、腫れというのも三種混合なんかは免疫が高まるごとに接種部位の腫れがひどくなるということで、ひどい子は手のひらいっぱいぐらいの腫れが出たりとか熱感が伴ったりとか、そういう場合も局所的に反応が出る子はいます。それは、大体1週間ぐらいでおさまっているというのが現状になっております。物によってさまざまなのですけれども、そういうものもあります。
以上です。

清 水 ということは、その下のまれに重い副反応もあるというところが、今厚労省が最終判断をする、いろんな検討をしている内容だということで理解してよろしいのでしょうか。

織田主幹 そのように考えております。今この重症化されているのが実際に本当にこのワクチンと因果関係があるのかというのが具体的な検討になっていくと思います。
以上です。

委 員 長 そのほか質疑ございますでしょうか。
(なしの声あり)

委 員 長 それでは、報告済みといたします。
それでは、(2) ごみ処理手数料の改定についての説明を求める前に副市長のほうから挨拶がございます。

吉井副市長 議会ご苦労さまでした。そして、ありがとうございました。
ごみ処理手数料の改定に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げたいと思います。本日、ごみ処理手数料改定に向けました議案第4号に係ります厚生常任委員会を開催いただきまして、お礼を申し上げます。ごみ処理手数料につきましては、昭和61年度に定額制が始まり、平成15年度から現在の従量制へと徴収方法を変更し、あわせて分別区分の細分化を図ったことにより、ごみの排出抑制と資源化の推進に一定の効果があつたと考えております。それから10年が経過いたしました。最近の排出量を見ますと横ばいあるいは微増といった状況にございまして、この間のエコバレー歌志内の受け入れ単価の増大などでごみ処理経費は増加傾向にございます。こうした状況を受けまして、平成24年2月に滝川市廃棄物減量等推進審議会からさらなるごみの減量化、資源化の推進を図るとともに、ごみ処理コストに対する市民負担割合の適正化を図るべきとの答申がなされたところでございまして、平成24年から手数料改定に向けた取り組みを進めていたところでございます。平成25年3月には中・北空知廃棄物処理広域連合の一般廃棄物焼却処理施設が竣工し、ごみ処理経費の見通しが立ったことから、

諸課題の是正に向けた一環として従量制導入以来、初めての手数料改定を平成26年4月から行いたいと考えているところですが、内容等につきまして、この後所管のほうから説明をさせていただきますので、今後ご審査のほどよろしくお願いを申し上げます。

委員長

ありがとうございました。吉井副市長におかれましては、この後公務がござい

ますので、ここで退席されます。

(2) ごみ処理手数料の改定について

配野課長
運上主査
委員長

(別紙資料に基づき説明する。)

(別紙資料に基づき説明する。)

説明が終わりました。

ここでこの説明に対する質疑につきましては、新たな日程で、常任委員会を開催いたしまして、質疑を受けたいと思います。

また、きょう説明を受けた内容につきまして、資料要求がある方はおられるでしょうか。

清水

1点目として道内他市については分別、また有料化の状況が掲載をされていると。危険ごみについては空知管内全部が載っています。それで、分別の状況については、これは有害ごみ、危険ごみということではなく、最もオーソドックスなところで、私は32分別のを持っていますが、例えばプラスチック、プラ製容器包装、紙パック、紙製容器包装、古紙、段ボール、乾電池、水銀体温計、衣類、布類、廃食用油、剪定枝というようなことで、これ50に分けているところもあれば、それはさまざまなのですけれども、妥当な項目で分別の資料。有料化の状況についてはこの分け方でいいと思います。それがまず1点目です。分別に関して詳細にしたものの資料という形でよろしいですか。

委員長
清水

はい。

2点目は、市の費用が今示されたのが3つの年度比較ということで出されたのですが、15、22、26年度ということであるのですが、私の感覚としては、15から22年度というのは費用が坂上のように上がっているのです。そのあたりがこれではよくわからないので、やはり10年間書くということでないか実態がよくわからないと思いますので、この仕分けで10年分というのですか、平成15年度から始まったら24年度が最終で、それに26年度以降が加わっているもの。そのような資料が2点目です。市民負担、歳入は書いているので、これでいいです。大きな3点目は、現在のリサイクルン及びエネクリーン、エネクリーンは動き始めたばかりなのですが、稼働率ということでリサイクルンには主に生ごみ処理と資源分別という部分があると思うのですが、そういった稼働率がわかる資料、また今後、特にリサイクルンについては今後の改修予定や耐用年数について。これは質疑でもいいです。ただ、最終処分場の残容量と今後の計画なんかも質疑します。今のは資料要求ではありません。

次に、3点目については、雑紙分別についての具体性が全然ないのです。例えばどのように回収をして、どこで再分別をして、どのようにしてどこに持っていくという、それがわかる資料はどうしても必要です。以上、3点です。

委員長
清水

清水委員、稼働率の資料は要求しますか。

稼働率は要らないです。

大きく3点ということですよ。

委員 長 それでは、確認させていただきます。

まずは、分別を詳細にした資料。それと、資料1に関して、平成15年度から25年度までの10年間の同等資料。雑紙分別の方法等を示した資料の3点でよろしいですか。

清 水 はい。

委員 長 所管のほうは、用意できますか。

石川参事 3点ほど、今資料の関係で確認をさせていただきたいのですが、まず1点目の資源リサイクル関係の市町村別ということだと思うのですが、市町村まで広げるのか、市までなのか、それとも町までなのか。相当な量になると思いますので、どこら辺で捉えたらいいのかということがまず1点です。

それと、資料1の22年度のところを見ていただきたいのですが、中・北空知廃棄物処理広域連合負担金、ここは維持管理費、施設費で何千万円かが本来ある数字なのです。まだ稼働していませんので、わざわざここにはお金を入れていないと。入れれば当然下の住民負担率は下がります。そういうようなものが例えば23年度だと何億円というお金が出てきて、当然住民負担率は16パーセント、相当低くなるという実態になってしまう。それと、24年度については今まだ決算が終わったばかりで示せられないということで、そこら辺の扱いは決算ベースでそのまま入れる。例えば15年度から、今できるのはきっと23年度までだと思うのですが、そういうような形でよろしいのかということです。

あと雑紙についてはフローということで承知いたしました。

清 水 道内35市及び中・北空知の町ということで、あとは先ほど言われたように決算ベースということでお願いします。

石川参事 わかりました。

委員 長 今清水委員のほうから資料要求がございましたが、委員のほうに確認したいのですが、資料要求を許可してよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

委員 長 それでは、所管におかれましては、資料の提出についてよろしくお願いいたします。

ほかに委員から何かありますか。

窪之内 中身の質疑、討論は後でいいのですけれども、今やっておかなければならないことは説明会のことなのです。次回では間に合わないの、この住民説明会のことで質疑したいのですけれども、よろしいでしょうか。

委員 長 それでは、説明会のことのみに限ります。

窪之内 資料を見たら日付が7月9日からということですが、広報に載っていたという記憶がありません。私がきちんと見なかったのかもしれないのですけれども、改定後も説明をするということなのですが、やっぱり多くの住民に来てもらうということであれば、この告知方法はどされたのかについて、伺います。

運上主査 今の質疑でございますが、7月1日号、来週配られる広報の中にこれと同じ内容のものが掲載をされる予定でございます。市議会のほうに提案する前に載せるわけにいかなかったものですから、時期的にはぎりぎりという形になってしまいましたが、一応扇町については広報が配られたのが少し早い日程になっておりますが、必ずこの地区の方がここに出席しなければいけないという趣旨のものではございませんので、出れる会場にご出席をいただきたいと思いますと考えております。

以上です。

窪之内 7月1日号の広報に掲載、記事が載るということだと思うのですが、町内回覧で回すようなものとするのか。あとは、町内会長さんに独自に、ぜひ会長さんだけでも参加してほしいというようなことが行われるのかどうかについて伺います。

運上主査 広報には、全く同じ原稿ですが、1面で中に折り込まれて入ります。あと、来週の記者懇談会のほうでもこの発表をさせていただいて、参加を呼びかけさせていただきたいと思います。ただし、町内会長宛ての別途要請文については、現段階でまだ要請をしておりません。まずは、市民に広報と、それから記者懇談会で参加を呼びかけて記事掲載をお願いしたいと思っております。

委員長 以上です。

清水 ほかにも質疑ございますでしょうか。

まず1つは、今僕たちが見えても非常に考えながら見る資料なのです。例えば現在の単価2円と書いているでしょう、2円とか8円とか。これは、わからないと思う。結論的には、僕は市民負担というのは非常に大事な数値なのだろうと思うのです。ところが、これがまた一番下に書いてあって、何かもう本当にわかってもらうための資料でないのです。いいのです、これはこれで議会説明用では。やはり市民説明会用は省くものは省き、本当にわかりやすい資料にできるのかというのが1点目。

もう一点目は、恐らく来ないと思うのです。こんなことを予想したら大変申しわけないのだけれども、それこそ個別に連絡でもとらないと、市職員の山ばかりという、大体見えるのです。これはこれで1回目やるのはいいのだけれども、こういうコミセンでなくて、もっと小さい町内会館があるでしょう。そういうところでやれば来るのです。今回、やはり10年に1度ということもあり、例えば8月のお盆後だとか、それでもいいと思うのだけれども、今からそこまで答えなくてもいいけれども、2段階でという必要があると思いますけれども、お考えを伺います。

樋郡部長 まず資料の関係でございますが、当然住民の方に説明するときには、きょうお出ししている資料は出しません。それで、できれば女性の方たちにも来ていただきたいという思いもありますので、こういう数字に見なれていない方でもわかるような形で、目で見てもらえるように工夫しようと思っておりますので、きょうの清水委員のご要望も伺いながら、そのような努めてまいります。

それから、説明会の関係でございますけれども、まず広報でお知らせした校下ごとの説明会をまずさせていただくと。あと、ご要望があれば、それはこちらのほうから出かけます。それから、消費者協会だとか、そういう団体の方にも声をかけて、なるべく来ていただこうと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

委員長 ほかにも質疑ございますでしょうか。

(なしの声あり)

委員長 それでは、この案件につきましては、次回委員会の開催は正副委員長にご一任いただきまして日程調整させていただきます。委員会に付託された案件については、何回ぐらいの委員会を開くことが望ましいか、委員の皆様いかがでしょうか。このごみ処理に関して何回ぐらい委員会を開催したほうがいいのかと思いま

すか。意見があればお願いいたします。

(何事か言う声あり)

委員長

今回を入れないで3回程度開催するということによろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

委員長

ほかに委員から何かありますか。

清水

10年というのは、本当に大きく変わっていると思うのです。当時は先進地だったので、ここは見えておいたほうが良いというところをぜひ所管のほうで紹介していただいて、特に雑紙です。また、分別でも何かおもしろいところがあれば。あと、リサイクルに関しては、本当に25年、30年、40年とこのままいけるのかという危惧があるのですけれども、そういうのも含めて、焼却炉は要らないけれども、第1次集荷場所、分別する、要するにリサイクリン的なところ、できればそれはやっぱり新しいところが良いです。何かそんなところで紹介していただけたところありますか。

石川参事

分別の関係ですけれども、この管内で新しいところはないと。参考になるようなところはないと考えています。最近の風潮としては、最終処分場が例えば留萌で新しくつくると。その工法として屋根をつけて、あそこは屋根が雪でつぶれて半年ほどおくれるというような、そういうような状況もあったのですが、その処理の仕方が新しくなるというところがございます。今回雑紙について考えていますが、通常のその他プラですとかその他紙を分別するのは違まして、今の新聞、雑誌、段ボールと同じような経路で処理をしたいと考え方を持っています。例えば新聞と同じように収集します。それと同じような形で、そのまま処理業者に持っていくということで、その中にほかの手が入らないという形で経費を節減したいという今の滝川市のリサイクルの方法を考えています。そういう施設を要しないやり方ということで今考えています。最近この管内では、焼却炉が新しくなったところぐらいしかないのではないかと考えております。この管内で、例えば雑紙を古くからやっているといいますと、美唄ですとか芦別ですとか、そういうようなところありますが、規模は非常に小さいというようなこともありますので、なかなかすぐ思いつくような場所がないと思っています。ぜひということであれば、昔から、平成15年当時からやり始めているようなところをピックアップすることになるかと思っています。

清水

雑紙ありきということでもないと思うので、この際ですから、分別の先進地ということで、そうなるかどうか。そういうのなら恐らくあると思う。留萌の屋根つきというのもおもしろいけれども、それだったら江部乙の奥にあるので、あれを見に行けばいいことです。分別の先進地が僕はいいかと思います。ありませんか。

運上主査

分別の先進地ということなので、少し調査をさせていただきたいと思いますが、1つには札幌市が分別が新しくなって、可燃ごみ大幅に減ったという先進地ではありますので、そこら辺も含めて新たな候補地がないか、少し勉強させていただいて、次回までにご報告をさせていただきたいと思います。

菊井事務局長

実際、もしもこの後に視察に行くということが委員会で決まるとなると、9月3日が既に告示日で議案発送になっているので、もう6月はきっと無理でしょうから、7月と8月の2カ月しかないということになります。もしも視察に行くとなれば、当然審議の前に行くということになると思いますので、極端に言うと7月の初めに行って、あと3回委員会を開催するということになると思います。

すので、調べてもらうのはいいのですが、時間がなくなってしまうので、最終的に委員会で視察するという確認がとれれば、あとは正副委員長と事務局のほうで進めることになると思います。

委員長 清水委員のほうから提案されました分別についてのごみ処理の視察を行うということで委員の皆様よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

委員長 その行き先等々につきましては正副委員長、また事務局のほうにご一任願えますか。

(異議なしの声あり)

委員長 ほかに委員から何かありますか。

(なしの声あり)

委員長 それでは、報告済みといたします。

2. その他について

委員長 2、その他についてでございます。

厚生常任委員会の道外視察につきまして、日程は10月21日の週と決定しております。行き先の提案がどなたからも出てきておりませんが、もしこういうところに行きたいというところがあれば、7月5日までに事務局のほうにできるだけ具体的にこういうことを視察したいということを調べてご連絡いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。それまでになれば、正副委員長で行き先等々を決定したいと思います。

また、日程も2泊3日がいいのか3泊4日がいいのかということで決をとったら2泊3日というほうが圧倒的に多いような気がしております。そこで、行き先が決まりましたら。そういった内容につきましても正副委員長に一任でよろしいですか。

(異議なしの声あり)

3. 次回委員会の日程について

委員長 次回委員会の日程につきましては、正副委員長に一任ということで、よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

委員長 それでは、第21回厚生常任委員会を閉会いたします。
ご苦労さまでした。

閉 会 16:59